

平成 31 年度 守谷市介護保険特別会計予算

平成 31 年度守谷市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,434,476 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 3 月 1 日 提 出

守 谷 市 長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原 案 決